

女川原発差し止め認めず

避難計画実効性判断避ける

仙台地裁

東北電力女川原子力発電所2号機(宮城県女川町、石巻市)の再稼働をめぐる、過酷事故を想定した広域避難計画の実効性を争った、東北電力を相手に石巻市の住民17人が再稼働の差し止めを求めた訴訟の判決が24日、仙台地方裁判所であり、斎藤克洋裁判長は、原告の請求を棄却しました。

斎藤裁判長は「原告の差し止め請求では、原告側が原発事故発生時の危険性を立証する責任を負う」として、女川原発の具体的な危険性を立証して差し止めを認められない、と判断。避難計画の実効性には踏み込みませんでした。

判決後、原告弁護団は「原告の最大の教訓は『安全神話』に委ねて、事故は起きないという前提の考えられない判決だ。福島の大惨劇を繰り返さないよう司法がストップをかけることを期待したが残念だ」と述べた。



裁判所で原告や弁護団に不当判決を告ぐ原告弁護団の代表者(左から)斎藤克洋裁判長、原告代表者(右から)斎藤克洋裁判長、原告代表者(右から)斎藤克洋裁判長

判決後に原告弁護団は声明を発表。福島原発事故の反省を受けて原子力基本法が改正され、1層から5層までの5段階の深層防護の原則を否定する判決原則が定められ、事故に抗し、速やかに控訴することを前提と

判決後の報告集会には、会場を埋め尽くし、通路いっぱい椅子が追加されてもまだ足りないほどの参加者が駆け付けました。小野寺慎一弁護団長が、避難計画の実効性を争ったにもかかわらず、判決は事故発生の危険性の立証を原告に求め、避難計画に突き付けようとしたことについて判断を示さなかったと批判。「人間には必ず過誤がある」と述べた。

「矛盾」「意味不明」 原告、たたかいこれから

東北電力女川原発2号機の運転差し止めを住人17人が求めた訴訟(2021年5月提訴)で、原告の訴えを棄却する仙台地裁の不当判決に対して、原告や支援者から怒りの声が

川町議)は「住民の命と健康を守る判決を期待したが、東北電力の主張通りの判決で怒りを感じる。いずれにせよたたかいはこれからです」と語りました。判決後の報告集会には、会場を埋め尽くし、通路いっぱい椅子が追加されてもまだ足りないほどの参加者が駆け付けました。

事故は対策の前提

原発の事故時に住民は安全に避難できるのか。東北電力女川原発2号機の運転差し止めを求めた訴訟の最大の争点は、住民の避難計画の実効性の有無です。しかし、仙台地裁はこの争点について判断しませんでした。門前払いといえます。

主張。避難計画に実効性を欠いていることをもって、たたかいは差し止めを求めることはできないと結論づけています。具体的な危険の主張立証を行っていないから避難計画に関する原告の指摘の当否を論ずるまでもないとした東北電力の主張通りです。

原告側は、避難計画にもとづいて、被曝状況を調べ、避難する中待機時間が考慮される検査所での交通渋滞、避難者の健康被害が懸念され、そのための事故発生時の危険は抽象的なものと

今回の判決は、具体的な危険がなければ、避難計画の実効性を問う必要がないというものです。これは、原発の安全神話の復活ではないのでしょうか。